

発議第2号

平成23年3月25日

庄原市議会議長様

提出者 議会運営委員会
委員長 野崎幸雄

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件
を定める条例案の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2第5項の規定を準用する同法第109条第7項及び庄原市議会議規則（平成17年庄原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例案を提出する。

(提案理由)

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定めるため条例を制定しようとするものである。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定めることによって、地方の時代にふさわしい議会の機能強化を図り、議会の政策形成能力を高めるとともに、市民に開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。